

船舶事故調査報告書

平成28年7月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（防波堤）
発生日時	平成28年2月7日 10時35分ごろ
発生場所	熊本県上天草市湯島漁港 湯島港8号防波堤北灯台から真方位105°710m付近 （概位 北緯32°35.8′ 東経130°20.4′）
事故の概要	自動車渡船第十五大福丸 ^{だいふく} は、東南東進中、防波堤に衝突した。 第十五大福丸は、右舷中央部から後部にかけてのブルワーク部に凹損を生じた。
事故調査の経過	平成28年3月8日、調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	自動車渡船 第十五大福丸、99トン 107997、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、六級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 右舷中央部から後部のブルワークに凹損 防波堤 擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮流 南西流約2～3ノット（kn）
事故の経過	本船は、2号防波堤に沿って、約4～5knの対地速力で、1号防波堤と5号防波堤との間の幅約30mの海域（以下「本件海域」という。）に向けて東北東進した。 本船は、本件海域に差し掛かった頃、船長が、東方から本件海域に向けて入航する漁船を視認したので、右舵約2°～3°を取って本件海域の南側に寄って通過しようとしたところ、潮流に圧流され、右舷中央部から後部にかけてのブルワークが5号防波堤の北端部に衝突した。
分析	本船は、本件海域を通過する際、南西方への潮流に圧流されたことから、5号防波堤に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、本件海域を通過する際、南西方への潮流に圧流されたため、5号防波堤に衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・狭い海域を航行する場合には、潮流を考慮して適切な操船を行うこと。